

第15号議案

中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例

中間市長寿祝金条例（昭和45年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次条各号のいずれかに該当する」を「満100歳である」に改める。

第3条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「給付対象者1人につき30,000円」に改め、同条各号を削る。

第9条中「満100歳の」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市長寿祝金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「給付対象者」という。）に給付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日の属する年の12月31日における年齢が、<u>満100歳である者</u></p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、<u>給付対象者1人につき30,000円とする。</u></p> <p>(表彰状の贈呈)</p> <p>第9条 市長は、給付対象者に対し、表彰状を贈呈するものとする。</p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「給付対象者」という。）に給付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日の属する年の12月31日における年齢が、<u>次条各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>満88歳 年額 10,000円</u></p> <p>(2) <u>満99歳以上 年額 30,000円</u></p> <p>(表彰状の贈呈)</p> <p>第9条 市長は、<u>満100歳の</u>給付対象者に対し、表彰状を贈呈するものとする。</p>